

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	指定管理者の指定の取消し等		
根拠法令・条項	堺市立フォレストガーデン条例第22条第1項		
所 管 課	農 政 部 農 水 産 課		
処 分 基 準	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない (指定の取消等) 第22条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由によりフォレストガーデンの管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。		
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明 の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明	
	(聴聞又は弁 明の手続を省 略する場合の 根拠条項等)		
	個別例規によ り聴聞又は弁 明の手続の適 用が除外され る場合の根拠 法令及び条項		